

博士学位論文審査要旨

2022年1月15日

論文題目： 人文社会系産官学連携の普及と定着

学位申請者： 南 了太

審査委員：

主 査： 総合政策科学研究科 教授 中田 喜文

副 査： 総合政策科学研究科 教授 武藏 勝宏

副 査： 経済学研究科 教授 八木 匡

要 旨：

本論文は、人文社会系分野における産官学連携が理工・生物系における産官学連携と比較し、遜色の無い大きな価値を社会に対して提供していることを検証したものである。その検証のための枠組みとして、幅広い先行研究の成果を反映した「産官学連携概念モデル」を提示し、このモデルに基づく分析枠組みに沿って、産官学連携に関する多様な独自収集データ、事例、政策文章、そして先行文献より検証を行った。以下に本論文の構成に沿って、その内容を概説する。

先ず第1章「産官学連携の現状」では、平成期以降、日本社会の国際化・情報化・少子高齢化の進展の中、政府、大学、企業三者の連携を進める必要性が高まったこと、そして大学運営が産官学連携活動に依存する傾向を強めていったことを検証し、その実態を「産官学連携の体制化」と位置付けた。

第2章「産官学連携の歴史：産官学連携の発生と発展」では、明治時代から昭和時代の120年間での産官学連携の変遷を、先行研究と関連政策から分析した。その結果、産官学連携の源流は明治時代にあり、各時代において産官学連携は、明治時代は個人化、大正時代は組織化、昭和時代は制度化、そして平成時代は体制化という変遷を経てきたことを明らかにする。

第3章「研究の目的と理論枠組み」では、今日、人文社会系分野における産官学連携に対する社会的ニーズは高まり、既存の「理工・生物系産官学連携類型モデル」では捉えられない現象が多くなっていることを踏まえ、海外先行研究における産官学連携のフレームワークを参考に俯瞰的な分析フレームワークとして「産官学連携概念モデル」を構築し、分析枠組みの理論的根拠を提示する。

続く第4章から6章では、人文社会系産官学連携から社会が得る価値を、官、産、学の順に検証する。

第4章「連携から官が得る価値：政策関与型・調査マーケティング型産官学連携の考察」では、「政策関与型産官学連携」については、地方自治体の各種委員会への大学教員の参加実態の詳細な分析から、また「調査マーケティング型産官学連携」については、ある政令指定都市が実施した市内企業に対する調査事例を分析することで、官が得る価値を検証する。

第5章「連携から産が得る価値：企業経営関与型・社会価値探究型産官学連携の考察」では、先ず、大学教員による企業役員兼業を「経営関与型産官学連携」と定義し、日本の代表的企業200社の役員構成を分析した結果、人文社会系教員の大きな貢献を確認した。続いて、企業が大学と将来の商品やサービスに関するアイデアやテーマを探求する連携形態を「社会価値探求型産官学連携」と名付けて有力国立大学における複数事例の分析を行い、人文社会系分野の教員は、アイデア・テーマ探索において理工・生物系教員では提供できない多様な視点を提供することで、企

業に対して大きな価値をもたらしていることが示された。

第6章「連携から学が得る価値：研究力・教育力向上の考察」では、人文社会系学術雑誌の論文データの分析から、大学の研究者は産業界から実証研究のための様々なデータを得ていること、また人文社会系教育の実践においても、産業界は場を提供することで、学は産官学連携から、研究力と教育力の向上に資する大きな価値を得ていることを検証した。

そして第7章では、以上の検証を踏まえ、これからの産官学連携のあるべき姿について、政策提言を行っている。

南氏の研究は、明治時代以来150年の産官学連携の歴史的考察と当該分野の先行研究文献に関する包括的なサーベイに基づき、理工・生物系のみならず人文社会系を包含する産官学連携の概念モデルを提示し、そのモデルから導出された理論枠組みに沿って、今日までは注目されなかった人文社会系の産官学連携の多様性と社会価値を明確に示した。多様なデータ収集力とそれらデータ分析の堅実さ、そして分析結果の解釈における的確性も、氏の当該分野に関する豊富な経験知と深い学識が反映されたものである。

よって、本論文は、博士（技術・革新的経営）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2022年1月15日

論文題目： 人文社会系産官学連携の普及と定着

学位申請者： 南 了太

審査委員：

主査： 総合政策科学研究科 教授 中田 喜文

副査： 総合政策科学研究科 教授 武蔵 勝宏

副査： 経済学研究科 教授 八木 匡

要 旨：

2022年1月15日午前9時15分から午前10時15分まで、志高館119教室にて学位申請者に対する総合試験を行った。学位申請者は博士學位論文に関して詳細で且つ論理的な報告を行った。上記審査委員からの様々な質疑に対しても、当該テーマに関する南氏の豊富な経験と深い学識に基づき、的確な回答を行った。同時に、研究関連分野の先行研究、および研究方法論に関しても、十分な学識を有していることを様々な質問に回答する過程で示された。

また、学位申請者は、本論文を執筆するにあたり数多くの英語文献を探索・検討し、それらの内容に関しても論文中で、適切に引用されていることから、博士學位にふさわしい英語能力を持つことも確認できた。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 人文社会系産官学連携の普及と定着

氏名： 南 了太

要旨：

本論文の目的は、人文社会系分野における産官学連携が産業界・行政・大学三者に対して大きな価値を提供していることを検証することにある。そのための枠組みとして「産官学連携概念モデル」及び「統合型産官学連携類型モデル」に基づき仮説「人文社会系産官学連携は、理工生物系産官学連携と同様、産・官・学の三者に対して価値を生み出している」を、多様なデータ分析や事例研究、及び文献研究より検証を行った。

日本企業は、2000年前後から「オープン・イノベーション」の必要性を認識し、外部機関との協業を積極的に推進し始めた。また、そのことと前後して政府は「科学技術基本法」を1995年に制定し、それ以降5年毎に「科学技術基本計画」を策定し、その計画に基づく多様な政策を推進することとなった。その結果、1995年からの25年間で120兆円の政府による研究開発投資がなされてきた。とりわけ、知を創出する大学に対しては、積極的な科学技術政策や文教政策を実施し、その結果産官学連携活動は平成時代に大きく加速した。大学においては教育と研究に加え、社会貢献が第3の使命として明記され、産官学連携の組織や制度が設けられた。共同研究や受託研究数は増加し、ライセンス収入も増大し、産官学連携活動は活発化した。政府は、目指すべき国の姿を「科学技術創造立国」とし、基礎研究から応用研究、そして事業化といった「リニアモデル」を実践する企業の研究開発を支援する形で、産官学連携政策を推進していった。その結果、共同研究やライセンスの授受、さらにはマッチングファンドの提供やベンチャーの起業を通じて研究成果の事業化を目指すモデル(以下、「理工・生物系産官学連携類型化モデル」という)が各大学で定着していった。

しかしながら、この間の科学技術政策は理工・生物系分野に偏重したものであった。この背景には、「科学技術基本法」第1条「この法律は、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)の振興に関する施策の基本となる事項を定め・・・」との記載がある。四半世紀に渡り、日本の科学技術政策は、人間の理解や価値を追求してきた人文社会系分野の視点を排除して行われてきたのである。結果として、第3次産業が中心となった現代社会においても、製造業重視の政策が取られ、結果として国際競争力はこの間に大きく低下した。なぜ政策において人文社会系分野は排除されたのか。人文社会系分野においても産官学連携は、多様に実践され、社会に対し大きな価値を創出しているのでは、との疑問を持ち、本研究を進めた。本論文の構成は以下の通りである。

第1章「産官学連携の現状」では、平成期以降、日本社会の国際化・情報化・少子高齢化の進行の中、政府、大学、企業三者の連携を進める必要性が高まった。政府は国際競争力の回復を目指し、様々な科学技術政策と文教政策を実施し、その一環で産官学連携を進めた。大学は国立大学を中心に、理工・生物系分野の研究シーズを活用し、共同研究や受託研究の獲得や、知的財産権のライセンスを促進した。産業界は、大学改革に対する要望を政策に反映させるよう、政府に働きかけを強めた。その結果、大学運営が産官学連携活動に依存する傾向を「産官学連携の体制化」として分析を行った。

第2章「産官学連携の歴史：産官学連携の発生と発展」では、明治時代から昭和時代の120年間で産官学連携がどのように変遷したのかを、先行研究と関連政策から分析した。その結果、以下の事実が確認出来た。

- ・政府が実施したそれぞれの時代における科学技術政策や文教政策に対し、大学は、産業人材の養成・供給と産業価値のある研究の実施という形で対応してきた。
- ・産官学連携の源流は明治時代にあり、大学発ベンチャーや知財のライセンス、技術指導、クロス・アポイントメント制度など現在につながる内容がこの時代に実施されていた。
- ・産官学連携は、明治時代は個人化、大正時代は組織化、昭和時代は制度化、そして平成時代は体制化という変遷を経てきた。
- ・産官学連携は、事業、政策、制度、体制と、様々な形態をとる。
- ・文教政策の観点では、大学設置にあたって国立大学の設置基準が厳格化される一方、私立大学は開設しやすい環境が与えられた。それは理工系と人文社会系分野を区分してきた歴史的背景があり、進学率上昇の中で大学数を増やす必要から、理工・生物系分野は国立大学が、需要の多い人文社会系分野を私立大学が担ってきたためである。
- ・科学技術政策においては、理工・生物系分野と人文社会系分野では、異なる政策が策定され、主に国立大学の理工系分野が科学技術政策の対象と位置付けられてきた。
- ・歴史を辿ると、明治時代の国家建設以来、官僚制度で文官・技官という区分を行い、入試制度においても文理の区分がなされ、その後、文理区分が定着し、それが「科学技術基本法」にも反映されることとなった。
- ・明治時代から今日まで約150年、人文社会系分野は科学技術政策の対象とはみなされてこなかった。

第3章「研究の目的と理論枠組み」では、今日、産官学連携の場面で、人文社会系分野の知の活用が求められる一方、1)政策的制約から人文社会系分野の知の活用が進んでこなかった、2)理工・生物系分野に比して人文社会系分野の評価が困難、3)先行研究において、人文社会系分野は事例研究が多く、その特殊性からモデル化がなされてこなかった、4)大学や企業、官公庁において人文社会系分野への人的資源が十分投入されていない、以上4点を確認し、分析を進めた。

今日、人文社会系分野における産官学連携のニーズは日増しに高まり、既存の「理工・生物系産官学連携類型モデル」では捉えられない現象が多くなっている。そこで、海外先行研究における産官学連携のフレームワークを参考に俯瞰的な分析フレームワークとして「産官学連携概念モデル」を構築した。

第4章「連携から官が得る価値：政策関与型・調査・マーケティング型産官学連携の考察」では、大学教員による地方自治体での委員就任事例を「政策関与型産官学連携」と名付けて分析を行った。その結果、2018年に京都市役所で開催された310委員会に586名の大学教員が関与していたが、学問分野別では、人文社会系分野266名(45%)、理工・生物系分野239名(41%)の知が活用されていた。この調査を通じて、政策立案の場面において、人文社会系教員は理工・生物系教員と同程度かそれ以上、産官学連携に寄与していることが確認できた。共同研究や知的財産の活用では理工・生物系教員の関与が圧倒的に多く、産官学連携は理工・生物系を中心に語られてきたが、人文社会系教員も自身の専門知識を政策に還元し、彼らの知が大きな社会貢献を行っていることを実証した。また、京都市役所と大学が連携で実施した調査「調査・マーケティング型産官学連携」でも、人文社会系研究者ネットワークや彼らの知を活用した取り組みが産官学連携の場面で有効であることが確認できた。

第5章「連携から産が得る価値：企業経営関与型・社会価値探究型産官学連携の考察」では、大学教員による企業役員兼業を「経営関与型産官学連携」と名付け分析を行った。その結果、売

上高上位 200 社の取締役会の内、108 社で 171 名の大学教員が関与していた。学問分野別では、人文社会系分野 129 名(75%)、理工・生物系分野 32 名(19%)、その他 10 名(6%)の割合であることが確認できた。さらに、京都大学と日立製作所やダイキン工業との連携事例について、アイデアやテーマを探求する連携形態を「社会価値探求型産官学連携」と名付けて分析を行った。その結果、人文社会系分野の教員は、テーマ探索の場面で様々な視点を提供することができ、企業に対して大きな価値をもたらしていることが確認できた。

第 6 章「連携から学が得る価値：研究力・教育力向上の考察」では、様々な事例を元に大学が得られる価値を研究力向上と教育力向上の観点から分析を行った。研究力に関連しては、理論と実践の場の獲得と豊富なデータへのアクセスが、学が得る価値で、後者については、「互学互修」による人材育成力の向上が、教育上の価値として学が獲得するものであった。産官学連携は研究の発展のみならず、教育効果にまで広がる多様な機能を有し、人文社会系分野は、理工・生物系分野同様、大きな貢献を行っていることが確認できた。

第 7 章の結論では、人文社会系産官学連携は、理工生物系産官学連携と同様、産・官・学の三者に対して価値を生み出していることを、4、5、6 章の結果より確認した。また、5 つの事例と様々な事例分析より導出した「統合型産官学連携類型モデル」は、理工・生物系と人文社会系分野を包含した類型モデルであり、現在の多様な産官学連携を理解するうえで有効なモデルであることも確認できた。人文社会系分野は研究開発の前段階で大きな価値をもたらしており、このような視点は産官学連携＝技術開発という先入観から我々を解放するものである。さらに明治時代から続いてきた文理の区分に対して一石を投じるものと考えられる。

折しも 2021 年度より、「科学技術基本法」は「科学技術・イノベーション基本法」と変更され、新法では人文社会分野の振興が謳われている。このような政策転換の事実からも、本論文の発見と仮説検証結果は、今後の日本の産官学連携政策の構築に有用な情報を提供するものであると確信する。

文字数：3,919